

三労発基0525第8号
令和5年5月25日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
三重支部長 殿

三重労働局長
(公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところですが、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

つきましては、貴団体におかれましても、改訂の趣旨等をご理解いただきますとともに、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三労発基0525第10号
令和5年5月25日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
三重支部長 殿

三重労働局長
(公印省略)

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機
溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の
測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）【別添1】
が、令和5年4月17日に告示され、別添2の施行通達を踏まえ、令和5年10月1日
（一部は令和6年4月1日）から適用することとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれま
しても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を
賜りますようお願い申し上げます。

三労発基0525第12号
令和5年5月25日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
三重支部長 殿

三重労働局長
(公印省略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に
関するガイドラインの一部改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されました。

今般、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）が、令和5年4月17日に告示され、令和5年10月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添1のとおり改正され、改正後のガイドラインは別添2のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三 労 発 基 0 5 2 5 第 1 4 号
令 和 5 年 5 月 2 5 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
三重支部長 殿

三重労働局長
(公印省略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第69号）【別添1】が、令和5年4月21日に公布され、別添2の施行通達を踏まえ、公布日から施行（一部規定については、令和5年10月1日又は令和6年4月1日から施行）されました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。